

台湾活動家による尖閣渡航活動について

1. 事案の概要

4日午前6時35分頃、台湾活動家が乗船している「全家福」が、尖閣諸島魚釣島西南西約37キロメートル（19.9海里）において我が国接続水域を、東向け航行しているのをしょう戒中の当庁航空機が確認。

同船は午前7時13分頃、尖閣諸島魚釣島西南西約22キロメートル（12海里）において我が国領海に侵入。魚釣島向け航行した後、魚釣島を反時計回りに周回するように領海内を航行。

当庁巡視船から同船に対し、退去要求を実施するも応じないことから、巡視船及び巡視船の搭載艇により進路規制を実施。

また、台湾海岸巡防署所属船「PP10033」が午前8時51分に尖閣諸島魚釣島西約22キロメートル（12海里）付近において領海に侵入し、他の同署所属船3隻も領海に侵入（これらのうち3隻が同船に伴走）。これらの同署所属船に対しても、巡視船から退去要求。

「全家福」は午前11時58分頃、尖閣諸島魚釣島西約22キロメートル（12海里）において、我が国領海を出域。同船に伴走していた台湾海岸巡防署所属船についても、全て同時刻までに順次我が国領海から退去。

その後、午後零時38分頃、魚釣島西の接続水域において、巡視船「みずき」の右舷後部と「PP10033」の左舷中央部が接触しましたが、巡視船乗組員に怪我等はなく、両船に大きな損傷は認められず。

なお、「PP10033」は、我が国領海を航行中、電光掲示板により「ここは中華民国の領海であります」と日本語で表示。



（航行中の全家福）



（全家福【手前】と巡視船【奥】）

2. 経緯

4日 午前	6時35分	接続水域内を航行する「全家福」確認
午前	7時13分	「全家福」が領海侵入し、魚釣島を反時計回りに周回するように領海内を航行
午前	11時58分	「全家福」が領海退去
午後	1時17分	「全家福」が接続水域から出域

3. 対応

巡視船及び巡視船の搭載艇により、我が国領海内には侵入しないよう無線等で警告しつつ監視警戒を実施。また、領海に侵入後は、領海から退去するよう要求し、進路規制を実施したところ、領海から退去。

画像1 「全家福」の状況



画像2 「全家福」と「巡視船くだか」の状況



画像3 巡視船みずきの損傷状況

